平成２４年（フ）第７９号
青森県弘前市大字南城西１丁目８番地　市営住宅Ｃ―103号
債務者　東海　咲枝（旧姓澁谷）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市池上７丁目８番５号
債務者　駒形　順子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１２２号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目19番３号　Ｋハイツ Ｅ－２
債務者　渡部　湖雪
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３４号
神奈川県横須賀市津久井２丁目７番５号　サンハイツエムＣ―102
債務者　岸本　朋美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３２号
沖縄県那覇市長田１丁目24番24―101号　嘉数荘
債務者　幸喜　尚志
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７７号
静岡県磐田市見付3918番地２
債務者　松井　庄三
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
札幌市厚別区厚別西３条４丁目８番29号
債務者　小島　一男
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０１号
札幌市北区篠路10条２丁目11番６号
債務者　櫻田　愛美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０９号
札幌市東区東苗穂13条２丁目８番28号　佐藤浩之方
債務者　大西　拓美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４１号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番２―406号
債務者　村中　瑞江
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６１号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番50―215号
債務者　藤政久美子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６８号
札幌市豊平区平岸４条11丁目１番６―202号
債務者　永井　美帆
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８７号
札幌市中央区南９条西13丁目１番54―201号
債務者　諫早　初恵（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０４号
札幌市東区東苗穂４条１丁目９番24―105号
債務者　村井アリサ（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５３号
札幌市南区川沿５条２丁目８番２号　カサデュークヨコヤマⅠ―101号
債務者　松浦　康成
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１３号
札幌市厚別区大谷地東３丁目３番２―1203号
債務者　佐藤　敦子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３５号
札幌市西区発寒11条６丁目４番２―403号
債務者　藤井　榮一
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３６号
札幌市西区発寒11条６丁目４番２―403号
債務者　藤井　陽子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部